

令和3年度 第5回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和3年8月4日（水）午後3時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）川原悟
 （教育委員）長下亜希 （教育委員）橋本茂子
 （教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡木徳人 （総務係長）遠岳祐二

- 教育長挨拶
- 議題
 - （1）議事録の承認について
 - （2）議案審議
 - 議案第9号東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について
 - 議案第10号東彼杵町学校給食費徴収条例施行規則の制定について
 - 議案第11号東彼杵町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
 - 議案第12号東彼杵町農民研修センター浴場管理規定の廃止について
 - （3）協議事項
なし
 - （4）報告事項
 - ①7月行政報告
 - ②8月行事予定
 - ③県学力調査結果分析報告
 - （5）その他

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

次の事項を述べて挨拶を行う。

- ・千綿学童保育の旧千綿中学校施設への移転要望について
- ・1学期終了、夏季休業、学校閉庁等について
- ・県学力調査結果の議会報告
- ・町PTA連合会による「子ども110番の店」の動きについて
- ・学校教育指導員の勤務条件、不登校児童生徒の支援について

議題

(1) 議事録の承認について

総務係長

先に送付していただきました令和3年度第4回定例教育委員会議事録について、ご意見等が無ければ承認をお願いします。

教育長及び教育委員全員

承認する。

総務係長

会議次第の順番を変更し、先に報告事項から行います。

(4) 報告事項

①7月行政報告及び②8月行事予定

総務係長が資料により報告を行う。

山口委員

7月16日千綿小学校の通学路確認が行われていますが、移転先の中学校前の道路は朝の交通量が多いので、出来るだけ早急に対応した方が良いのではないかと思います。

国道から入って歯科医院までの道路は通学路になるのでしょうか。

教育次長

その区間も通学路になります。

山口委員

そこは、歩道が無いので、事故などが心配される個所だと思います。

教育次長

認定こども園も隣接していますので、送迎の車の往来が多いと思います。

道路整備で歩道を設置するとなれば、費用も相当高額になりますので、補助金などの活用を検討することになると思います。

彼杵小学校の例では、警察と道路管理者が学校周辺を「ゾーン30」に指定して、周辺道路を速度30km以下に規制しています。また、路肩や交差点には路面を着色して確認し易くすなどの対策が講じられています。

これには、地域住民の理解と協力が不可欠になりますので、地域と学校、関係機関が連携して交通安全対策に取り組んでいます。

今後、千綿小学校の周辺も「ゾーン30」の指定ができないか検討する必要があると思います。

川原委員

彼杵小学校の「ゾーン30」では、警察の交通取締りも行われています。

指定するだけでなく、違反車両の取締りも合わせて行う必要があると思います。

教育次長

警察や道路管理者、地域住民の方とも連携しながら、交通安全の啓発と対策の検討を行いたいと思います。

橋本委員

学校の近くまで保護者が送迎することがあると思いますが、送迎で車を停める場所は学校が指定するのでしょうか。

教育次長

学校が指定しています。

千綿小学校の移転後は、歯科医院の上にある公園の駐車場を指定するとの報告を受けています。

教育長

他に質問が無ければ、報告事項の③県学力調査結果分析報告は学校教育指導員が説明しますので、次第の最後に報告することとして、次に議案の審議をお願いします。

(2) 議案審議

教育長

これから議案の審議を行います。

議案第9号東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について、を議題とし、審議を行います。本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

提案理由を説明します。資料は2頁をお願いします。

町立学校に提供している学校給食の安定的な運用と保護者の給食費徴収に係る負担軽減を図るために、私会計で経理している給食費会計について、令和4年4月1日から町の一般会計で経理する公会計に移行することに伴い、学校給食費の徴収に関する事項について、条例による整備が必要であるため本案を提出するものです。

なお、条例につきましては議会の議決を経て制定されることとなります。

また、条例は公布の日から施行することとしますが、保護者等に対して制度の周知を図り、給食費の減額申請や口座振替登録などの準備を行う期間が必要でありますので、適用は令和4年4月1日として、公布から適用までに一定の期間を設けることといたします。

(資料により、条例の内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。

川原委員

この条例は、新規に制定するものでしょうか。

教育次長

給食費会計が公会計に移行する事に伴い、新規に制定するものです。

橋本委員

第4条第4項に「町長は、特に必要と認めるときは、前2項に規定する納入期限を延長することができる。」とありますが、具体的にはどのような場合ですか。

教育次長

災害で、被害が発生したりなど、特別な事情がある場合が考えられます。

また、コロナ禍で景気が低迷し、収入が極端に減少した場合なども考えられます。

山口委員

第3条で「学校給食費の額は、毎年度、町教育委員会が算定する1食当たりの額に、年間学校給食実施回数に乗じて得た額を基に、年間必要額を算出し、町長が定める。」となっていますので、その額を予算として計上されるものと思いますが、第4条第1項で「学校給食費は、各月に区分して徴収するものとし、各月において徴収する額は、前条第1項に基づき、町長が定める。」とありますが、これには、最終の納付月の調整額も含めて規定するものですか。

教育次長

最終の納付月は、その年度の精算額となり、精算額を計算のうえ、町長が定めます。

細部については、規則等で定めるようになるとと思いますが、給食費は、これまで学校給食センター運営委員会で決定していましたが、公会計では町長が定めることとなります。

教育長

他に質問はありませんか。

質問が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから議案第9号東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について承認を求めます。お諮りします。

ただ今の審議のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議無しと認めます。従いまして議案第9号東彼杵町学校給食費徴収条例の制定については審議のとおり承認することに決定いたします。

なお、本件は議会の議決が必要でありますので、町長に対して議案として議会に上程されるよう申し入れることといたします。

次に議案第10号東彼杵町学校給食費徴収条例施行規則の制定についてを議題とし審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

資料は4頁から8頁までになります。提案の理由は、先に承認をいただきました学校給食費徴収条例の制定に伴い、条例の施行に関して必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものです。

なお、給食費徴収条例の施行規則でありますので、公布並びに適用については、条例と合わせて行うことといたします。

(資料により、規則の内容を説明する。)

教育長

これから質疑を行います。

川原委員

第5条の児童手当から給食費を納付する場合は、給食費を差し引いた額を支給するのでしょうか。

教育次長

保護者からの申し出があった場合は、その様にできることを規定するものです。

教育長

これは、まとめてということになりますか。それとも、その都度でしょうか。

教育次長

児童手当の支給は毎月ではありませんので、申し出については、当該年度の給食費として、申し出ていただくことになると思います。若しくは、年度の途中からとなる場合も考えられます。

長下委員

第4条の(1)ですが、就学援助の認定については、保護者からの申請を受けて認定するということですか。

教育次長

毎年度、2月に次年度の就学援助申請の案内を行い、3月末まで申請を受け付けています。申請があったものを審査のうえ、認定しています。

この他、転入等で途中から申請される場合もあります。

長下委員

認定は、1年の期間で認定するのですか。

教育次長

認定は、その年度の就学援助として認定するものです。

給食費に係る就学援助費は、各月で給食回数が異なりますので、月毎に給食費を計算して支給しています。これも、保護者からの申し出があれば、直接給食費会計に町費から支払うようにしています。

教育長

第1期の給食費の納付期限までに認定が間に合わない場合は、申請者で一旦納付してもらい必要がありますか。

教育次長

申請者の世帯収入を税財政課に照会し、調査を行いますので、その期間がある程度必要ですが、これまでも、申請者に一旦納付してもらうことはありません。

総務係長

5月の上旬には認定しています。認定後、4月分から支給しています。

山口委員

納付回数を10期として、4月分と5月分を合わせて1期分とすることについて、児童生徒が多い世帯は、納付額が多くなり、負担になるのではないのでしょうか。

教育次長

納付額が2カ月分になりますので、負担が大きくなると思いますが、納付書の発行の都合もあり、5月末を第1期の納付期限としています。

これまでの、私会計では4月分の給食費が納付されなければ、4月の給食の材料費を納入業者に支払うことができませんでしたが、公会計では歳出予算で食材費を予算化しますので、納入業者にも支払いができ、給食費の納付も第1期を5月末の期限とすることが可能になります。

給食費の納付と食材費の支払いを分離して取り扱うことができますので、4月分の給食費は必ずしも月中に納付しなければならないということではなくなります。

山口委員

事情は理解しますが、保護者にとっては2月分が一度に請求されれば、負担が大きいのではないのでしょうか。

納付書を4月分と5月分に分けて作ることはできないのでしょうか。

教育次長

納付書をそれぞれの月に分けて発行することはできると思いますが、納付書が保護者に配付できるのは5月になると思います。

規則で規定する回数を10期から11期に変更し、4月分と5月分の納付期限を5月末とすることも可能です。

教育長

この件については、質疑を終えて、審議の中で協議していただくこととし、質疑を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

それでは質疑を続けます。他に質疑はありませんか。

長下委員

7頁の減免申請書の備考の3ですが、「5日前（休日を含まない）までに申請をする必要があるとのことですが、急遽入院になっても、6日目以降の給食費から減免となるのでしょうか。

山口委員

現行も、このようになっているのですか。

教育次長

現行とは違っています。

怪我等でその日から入院が必要な場合もあると思いますので、給食を受けられなくなった日から起算して6日目以降の給食費を減免するようになります。

それまでの5日間のうちに申請書を提出してもらうための規定です。

給食を受けられない日が5日以内であれば、減免はできないこととなります。

長下委員

例えば、10日間の入院であれば、6日目以降が減免の対象になるとのことですか。

教育次長

その様になります。

橋本委員

7頁の備考1の学校生活管理指導表の確認書類の写しを添付とありますが、医師の診断書も含まれるのですか。

教育次長

診断書は必要ありません。学校が確認した書類の写しを添付してもらうことになります。

給食の牛乳を停止している児童生徒も多いですが、医師の診断書は求めています。

教育長

規則の中で「町長が別に定める」とありますが、条例の条文中にある「別に定める」は規則で定めることになりますが、規則で別に定める場合はどのように定めるのですか。

教育次長

必要な項目については、取扱い規定などで詳細を定める場合があると思います。

教育長

他に質疑はありませんか。

質問が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第10号東彼杵町学校給食費徴収条例施行規則の制定についての承認を求めます。

お諮りします。先ほど質疑の中で出されました第3条第2項の納付回数、4月及び5月を第1期とすることについて、これを改めるものかどうか協議をお願いします。

2ヵ月分となると、保護者の負担が大きくなるのではないかとのご意見でした。

教育長

5月末までに、児童手当は支給されるのでしょうか。

教育次長

児童手当は毎月の支給ではありませんので、5月末までに支給されるのか把握していませんが、児童手当から給食費支払いの申し出があれば、児童手当の支給ごとに、それまでの給食費を手当から差し引くことになると思います。

長下委員

口座振替の場合は、4月分と5月分を合わせて、5月末に口座から引き落とすことになるのでしょうか。

教育次長

原案のとおりであれば、その様になると思います。

長下委員

納付書を4月と5月に分けた場合、口座振替は同じように5月末の引落としになるのでしょうか。

教育次長

口座引落ができるのは5月末になるのではないかと思います。

長下委員

納付書を4月分と5月分とに分けた場合は、保護者は納付書が届いた時点で納付するのではないのでしょうか。

教育次長

恐らく、4月中に納付書を作成して、保護者に配付することは事務処理の都合上、難しいと思いますので、4月分と5月分については、納付期限を5月末にしないといけないのではないかと思います。

山口委員

納付書を4月分と5月分に分けることができれば、納付するのは5月に納付書が届いてからになりますが、負担は軽減されるのではないのでしょうか。

教育長

その場合は、10期を11期に改めることになりますか。

教育次長

11期に改めることになります。

原案は、各月の末日までに納付すると規定しますので、第1期の4月分と第2期の5月分を合わせて5月末までに2期分を納付するように改めるか、10期はそのままとして、納付書を4月分と5月分に分けて発行し、保護者の判断でそれぞれを5月末までに納付してもらうようにすることも可能です。

橋本委員

次年度から給食費の制度が変わる事について、保護者には文書等で周知をするのですか。

教育次長

その様に考えています。

橋本委員

その文書に、4月分は5月分と合わせて、5月末までに納付するようになることを記載して、保護者への周知を行えば良いと思います。

2ヵ月分を一括前納するわけではないので、保護者も4月分と5月分のそれぞれを準備すると思いますが。

教育次長

1回目の納付は、2ヶ月分を合わせて、2月目の末までに納付することになるということを、保護者にも十分理解していただけるように周知したいと思います。

山口委員

事前に保護者に十分周知を行えば、理解してもらえるのではないかと思います。

教育次長

公布から適用するまでに期間を設けていますので、その間に十分周知するように致します。

教育長

それでは、原案のとおりでよろしいでしょうか。

教育委員全員

異議無し

教育長

他にありませんか。

意見が無いようですので、ただ今の審議のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議無しと認めます。従いまして議案第10号東彼杵町学校給食費徴収条例施行規則の制定については審議のとおり承認することに決定いたします。

なお、本件は先に承認された条例と合わせて施行することといたします。

次に議案第11号東彼杵町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

資料は9頁になります。提案理由は、押印の見直しを進める必要があるため、条文にある押印規程を削除する必要があること、また、公布の方法について、教育委員会公式ウェブサイトへの掲載を追加したいため本案を提出するものです。

資料11頁の新旧対照表により、改正内容を説明します。

(資料により、内容の説明を行う)

教育長

これから、質疑を行います。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第11号東彼杵町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についての承認を求めます。

お諮りします。意見はありませんでしょうか。

意見が無いようですので、ただ今の審議のとおり、承認することに異議ありませんでしょうか。

教育委員全員

異議無し

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第11号東彼杵町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則については審議のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第12号東彼杵町農民研修センター浴場管理規定の廃止についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

資料は13ページになります。

農民研修センターの浴場について、現在は解体除却しており、今後も再設置の予定がないことから、浴場の管理規定を廃止するものです。

浴場につきましては、町社会福祉協議会が分室の隣にある「むつみ荘」に事務所があるときに、入浴サービスを行う目的で設置されていましたが、「むつみ荘」が学童保育に使用されることになり、平成20年度から農民研修センターに場所を移し、平成25年度までの6年間使用されていましたが、利用者も少なく、閉鎖の後は解体除却されました。

今後、再設置の計画も無いため、管理規定を廃止するものです。

教育長

これから、質疑を行います。

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

これから、議案第12号東彼杵町農民研修センター浴場管理規定の廃止についての承認を求めます。

お諮りします。意見はありませんでしょうか。

意見が無いようですので、ただ今の審議のとおり、承認することに異議ありませんでしょうか。

教育委員全員

異議無し

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第12号東彼杵町農民研修センター浴場管理規定の廃止については審議のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(4) 報告事項

③県学力調査結果分析報告

学校教育指導員が資料を配付し、長崎県学力調査並びに東彼杵町学力調査のそれぞれについて、以下の項目ごとに報告を行う。

I 調査の概要

II 調査実施期間・調査内容

III 結果の概要（出題の考え方・平均正答率・成果と課題など）

教育長

補足説明いたしますが、過去5年の状況と比較して、全ての教科で県平均を上回ったのは今回が初めてであります。

校長会でも、子ども達を大いに褒めていただきたいのと、先生方の努力に感謝したいことを申し上げました。

(5) その他

- ・9月9日（木）東彼杵中学校の県教委学校訪問に併せて、町教委の学校訪問を実施することを決定する。
- ・次回教育委員会を令和3年9月3日（金）、午後3時から開催することに決定する。

17時32分 閉会

議事録署名

令和3年9月3日

教育委員

山口直登 

教育長

粒崎秀人 

